

議案第80号

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第3項の規定により、別紙のとおり木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、議会の議決を求める。

令和6年12月13日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

個人番号カード用電子証明書の更新等事務を取り扱う郵便局として、木津梅美台郵便局、木津兜台郵便局、山城加茂郵便局、山城町郵便局及び山城南加茂台郵便局を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

(別 紙)

1 指定する郵便局の名称及び所在地

名 称 木津梅美台郵便局

所在地 木津川市梅美台八丁目 1 番地 5

名 称 木津兜台郵便局

所在地 木津川市兜台三丁目 3 番地 2 2

名 称 山城加茂郵便局

所在地 木津川市加茂町里西鳥口 9 9 番地

名 称 山城町郵便局

所在地 木津川市山城町上狛乾町 1 番地 4

名 称 山城南加茂台郵便局

所在地 木津川市南加茂台 5 丁目 6 番地 4

2 指定する郵便局で取り扱う事務

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに個人番号カード用署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第 2 条第 7 号に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに個人番号カード用利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

ただし、当該指定期間満了の 3 か月前までに、木津川市及び日本郵便株式会社の

いずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第80号 木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	
担当課	市民課 市民係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	<p>「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）」第3条第1項に基づき、電子証明書の更新等事務を取り扱う郵便局として、市内にある5か所の郵便局を指定し、市民の利便性の向上を図ることを目的とします。</p> <p>マイナンバーカードの電子証明書発行・更新の受付及び暗証番号の初期化業務を郵便局に委託します。</p>	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で協議・検討を行い、方針案を策定 ・政策会議（11月27日） 	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	① 行政サービス エ 住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍情報システム、コンビニ交付システムの適正管理と運用
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度（ 年度） <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度（令和6年度以降）	
	初年度 596千円 次年度以降 9,928千円 個人番号カード交付推進事業費	
将来にわたる効果及び経費の状況	<p>マイナンバーカードの電子証明書の更新手続きについて、今後ピークを迎え増加が見込まれることから、市民がマイナンバーカードの更新の申請や関連する手続きをより円滑に行えるよう、手続場所の拡充として、令和7年6月以降に市内の5か所の郵便局において取扱いを開始するもの。</p> <p>この業務委託によって市民の利便性及び満足度が向上するとともに、窓口の効率化を図ることが可能と考える。</p> <p>また、費用対効果についても、まずは有利な国庫補助金が活用できるため、現時点で市の経費からの持ち出しは想定していない。</p>	